

「富士が映える うるおいとゆとりのまち」を目指して

『富士市景観計画』を策定しました



富士山と富士川



青葉通り



富士岡地蔵堂のイチヨウ

市は、平成17年6月に景観法に基づく景観行政団体となり、ことし7月1日に、「富士市景観計画」を策定しました。また、これに合わせて「富士市景観条例」を改正し、10月1日から施行します。

富士山が世界文化遺産暫定リストに登載され、富士山周辺地域はこれまで以上に良好な景観の形成が求められています。

市でも、景観計画に基づき、良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進していきます。

★富士市景観計画の概要

○景観計画の区域
市内全域

○良好な景観の形成に関する方針

市民・事業者・行政の協働によって、富士山の眺望を生かした良好な景観の形成に取り組んでいきます。

○建築等行為の制限

大規模な建築物・工作物の新築・増築などに対して、届け出を義務づけ、派手な色彩の使用を制限します。

○景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観上重要な建造物や樹木を指定し、保全していきます。

○景観重要公共施設の整備

景観上重要な公園、道路などの公共施設を景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に配慮した整備、維持管理を行います。

○屋外広告物の制限

今後、市独自の屋外広告物条例を定め、制限・誘導を行います。

★大規模建築物などの届け出について

良好な景観の形成を図るため、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模な建築物の建築などを行う際には、事前に届け出が必要です。「富士市景観条例」施行後の10月1日以降は、景観計画に定める「色彩基準」により制限を行

うとともに、「景観形成の指針」に沿うよう協議・誘導を行います。

届け出対象

高さが15メートル以上（用途地域が指定されていない区域は10メートル以上）または面積が1000平方メートル以上の建築物及び工作物の新築、増築、外観の変更などです。

景観視察ハスツアー参加者募集！

市は、景観計画のPRと、富士山の眺望をはじめとする市のすばらしい景観を再認識してもらうために、市内の良好な景観の場所の見学バスツアーを実施します。

開催日 9月3日（木） 東部方面

9月7日（月） 富士川・西部方面

開催時間 13時～17時

募集人数 各20人（応募多数の場合抽せん）

参加費 無料

申し込み 8月10日までに、ファクスまたはEメールに住所、氏名、電話番号、ファクス番号またはEメールアドレス、希望開催日を明記し、建築指導課へ

申し込み・問い合わせ

建築指導課

TEL (55) 2903 FAX (53) 2773

E-mail kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp